

# 事業継続計画(BCP)と 公認会計士の役割

田中 誠 会員

3月11日に発生した東日本大震災における被災者の皆様には心からお見舞い申し上げます。

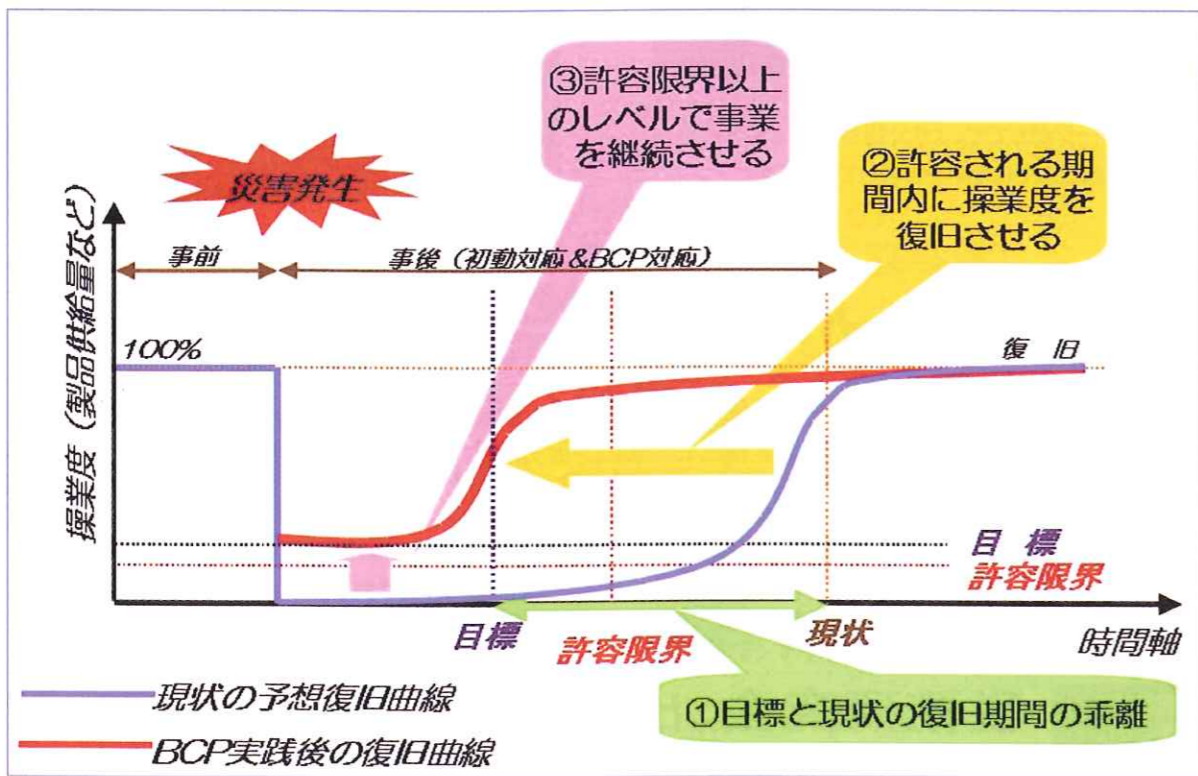
東日本の広範囲を襲った地震と津波は、街や工場にも壊滅的打撃を与え、また、原子力発電所の暴走も止まらず、市民生活および経済活動も2カ月以上たった今も復興はおろか復旧さえできずにいます。その経済的被害は20兆円とも言われています。ご存知のように被災地には、高度に発達したサプライチェーンに組み込まれた自動車・電機をはじめとした多くの部品メーカーが立地しており、5月になっても未だに、十分な事業継続・復旧がなされていません。被災工場の生産停止がサプライチェーンにおけるボトルネックとなって、自動車・電機をはじめとする製品に深刻な供給不足が生じ、世界経済における不安材料となっています。

このような非常事態発生時において、企業には従業員や地域の安全確保を図るとともに、業務停止が経営に

及ぼすダメージを最小限に食い止めるため、重要業務の停止時間を最小限にする努力が求められています。いかに重要事業を継続させるか、早期に復旧させるかが、企業にとっては、まさに死活問題であり、この対応を誤れば、その業務・製品を他社に奪取されること・顧客を奪われることにつながり、企業の存続に影響を及ぼすことになりかねません。このような事態を防止するための計画が、事業継続計画(Business Continuity Plan;略称BCP)です。

BCPは、従来の企業防災の視点(人命の安全確保・物的被害の軽減)に加えて、重要業務の中断に伴う顧客の流出、マーケットシェアの下落、企業評価の低下等から企業を守るための重要業務の継続・復旧、サプライチェーンでの対策等の視点を加えた、経営レベルの戦略的課題を解決するための計画であり、単なる防災復旧計画の域にとどまらず、通常の経営計画の一部に組み込まれるべき

【BCPの概念図;「事業継続ガイドライン解説書 第1版」より転載】



ベルの計画と定義され、国をあげてその普及に取り組んでいるところです。民主党政権下の現在の新成長戦略(H22.6.18閣議決定)においても、2020年度までに大企業100%、中堅企業50%の策定率とする目標が設定されています。現在のBCPの策定済企業の割合は、大企業で58%、中堅企業で27%(内閣府調査H21.11)となっています。

内閣府を中心にBCPの普及に取り組む発端は、元々は、我々東京会のテリトリーである首都直下地震の発生確率が2007年から30年の間で70%と想定される中で、首都圏立地企業が被災した場合の国内外への経済活動への甚大な影響を減災防止することにあつたようです。余談になりますが、2004年の小泉内閣当時、民間の力を利用した防災対策として、私の所属している内閣府の委員会もスタートしています。厳しい財政状況下、同じ防災対策でも、防潮堤の建設や耐震化等のハードへの予算配分に比べ、ソフト面でのBCP策定には、民間の力が利用できて予算配分が少なくすむという事情もあつたようです。

このようなさなか、東日本大震災が発災したわけです。今回の大震災では、被災地が広域にわたること、インフラ特に電気の復旧が遅れていること、加えて、原発の問題が事業活動の継続・回復に大きな障害となって、事業の復旧スピードが遅れているように思えます。その中でも企業によって、事業復旧、継続までの時間が比較的早い企業、遅い企業の差が明らかになっています。もう少し時間がたってから、検証されることになると思いますが、BCPの策定状況により、その差が出ていることが予想されます。

このような中で、我々公認会計士として貢献できることは何かについて考えてみたときに、被災企業に対する内部統制のあり方の再構築への支援等の復興貢献に加え、今後発生の予測される東日本大震災の最大余震や発生確率が年々上昇している首都直下地震等に備えてのBCPの策定支援こそが、今なすべき喫緊の課題ではないかと思っています。

その理由は、①繰り返しになりますが、BCPは単なる防災計画と異なり、企業の経営戦略上に位置する経営計画の一つであり、特に災害大国日本においては、発災は有事であるとはいえ、平時に備えておかなければならない事業計画の一つであること。②BCPは、会社法上も義務付けられている内部統制の一環として整備されなければならないリスク管理体制の一つであり、その開示も求められている事項であることが挙げられます。つまり①、②とも、まさに公認会計士が日頃実施している支援業務そのものの類型であり、③加えて、我々公認会計士は、日常から比較的経営トップと直接向き合える地位にあり、経営計画の一つとしてBCPを加えることを直接働きかけやすい立場に

あることが挙げられます。このようにBCPの性格と公認会計士の職務・立場を考えたときに、公認会計士が、企業へのBCP導入を支援するのにふさわしい資質をもつ者の一人であり、大いに貢献できる分野であり、また、社会からも求められている分野であるということは明らかであると思います。今こそ、我々東京会の公認会計士が、その使命の一つとして、首都直下地震等に備えてBCP策定の重要性を経営者に訴え、その策定を支援して行くことが期待され、求められているのです。東京会としても、これらの施策を支援するための体制を整備し、ひとりでも多くの会員公認会計士が企業のBCPの策定支援に寄与できるようにすることが望まれています。

(参考)

BCPについての情報は、

- ・内閣府企業防災・事業継続のページ  
<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/jigyou/ms.html>
- ・拙稿:2007年3月版 有価証券報告書におけるBCP開示状況  
<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/jigyou/bcp.pdf>  
をご覧ください。

田中 誠 会員

平成16年より内閣府 企業等の事業継続・防災評価 検討委員会委員等を経て現在、事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会委員

